

用語の定義

用 語	内 容
事業名称及び範囲に関する用語	
海上保安学校教育訓練施設整備事業	実施方針に示される特定事業を示し、以下の各業務を行う。 ①本施設の施設整備業務 ②本施設の維持管理業務 ③本施設の付帯業務（任意）の整備・運営業務
本事業	事業契約書等及び PFI 法に基づいて実施する海上保安学校教育訓練施設整備事業をいう。
本件工事	本施設の建設工事をいう。
要求水準	事業者が本事業を実施するにあたり、満たすべき水準その他の事項をいう。
要求水準書	海上保安庁が本事業の実施にあたり、事業者に履行を求める要求水準を示す書類をいう。
別添資料	要求水準の内容を具体的に示した設定条件に関する資料であり、要求水準書の一部である。
敷地及び施設部位に関する用語	
事業敷地	海上保安学校教育訓練施設整備事業 事業契約書（案）に記載されている事業場所である敷地をいう。
本施設	新教舎兼複合訓練棟、新実習棟、新学生寮及びこれらに付帯する工作物その他の施設をいう。
外構	本施設の植栽、舗装及び工作物（門、囲障及び擁壁等）をいう。
要求水準書全般に関する用語	
事業者	基本協定書に基づいて構成員が本事業の実施のみを目的として会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として設立した新会社をいう。
入札参加者	第一次審査を経て競争参加資格があると認められた者をいう。
職員	本施設における学校運営に携わる海上保安庁職員をいう。
学生	海上保安学校において専門知識や技術に関する教育を受ける者。全寮制で事業敷地内に既設の寮が整備されている。
業務従事者	事業者のもとで維持管理・運営業務に従事している者をいう。
保守	本施設の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。
保全	本施設、外構、植栽などの対象物の全体または部分の機能及び性能を使用目的に適合するようにすることをいう。
劣化	本施設の全体又は各部材が、当初の性能・機能の状態から低減していくことをいう。
日常清掃	日単位等の短い周期で日常的に行う清掃業務をいう。
定期清掃	月単位、年単位の長い周期で定期的に行う清掃業務をいう。
点検	本施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じ対応措置を判断することを含む。
修繕	本施設の劣化した部分もしくは部材又は低下した性能もしくは機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
改修	本施設の性能・機能を改善することをいう。

用 語	内 容
緊急事態	災害、事件、事故、故障が生じる事態並びにこれら又はその他に起因して行政機能もしくは庁舎機能に支障を来す事態をいう。
緊急時	緊急事態が生じる又は生じている状況をいう。
開庁日	閉庁日以外の日をいう。
閉庁日	行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定された行政機関の休日をいう。